

西階公園陸上競技場ほか 18 施設指定管理者指定申請に係わる質問に対する回答

番号	質問項目	質問内容	回答
1	<p>募集要項 5 ページ 7-(1) ① 市が支払う指定管理料について (別紙 2) 過去 3 年間の管理運営費</p>	<p>1. 消耗品費について、具体的内容をご教示ください。</p> <p>2. 燃料費については、指定管理者業務に含まれない芝生地管理業務も含めた実績でしょうか。今回業務に該当する金額として捉えてよろしいでしょうか。前者の場合、おおよその内訳をご教示ください。</p> <p>3. 電気料について、高圧電力の契約戸数および各契約電力量や契約種別・月別使用量および使用料をご教示ください。</p> <p>4. 通信運搬費について、電話設置箇所の契約本数とFAXの設置状況をご教示ください。</p> <p>5. 機器保守管理委託料について、対象機器をご教示ください。また、対象機器のスペック等保守管理に必要な情報及び委託業者も併せてご教示ください。</p> <p>6. 夜間警備委託料について、契約されている内容 (センサー種別や個数など) をご教示ください。</p> <p>7. 機械借上料について、具体的内容をご教示ください。(令和元年度の陸上競技場額の上昇理由なども含め)</p> <p>8. 器具購入費について、年度ごとに支出費用の開きがだいぶありますが、別紙 3 にて示される責任分担に於いて 1. (4) 市所有備品として予算外として捉えてよろしいのでしょうか。</p> <p>9. 公課費について、具体的内容をご教示ください。</p> <p>10. 浄化槽保守管理委託料について、契約内容 (仕様書) および委託業者をご教示ください。</p> <p>11. 電気保守管理委託について、契約内容 (仕様書) および委託業者をご教示ください。</p> <p>12. 空調設備保守管理委託料について、契約内容 (仕様書) および委託業者をご教示ください。</p> <p>13. 水道使用料については、屋外プールは別水栓 (別契約) として捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>14. 修繕料について、過去 3 年間の実績を拝見する限り、維持管理費の 5 分の 1 相当額が計上されています。また、各年度の開きも相当額になりますが、主な修繕の履歴や費用をご教示ください。なお、この金額に 10 万円以上 (市負担) の修繕も含まれていますでしょうか。</p>	<p>1. 詳細は別紙のとおりです。</p> <p>2. 今回業務に該当する分のみの金額を計上しています。</p> <p>3. 詳細は別紙のとおりです。</p> <p>4. 西階陸上競技場 (1回線、FAX1台)、西階庭球場管理棟 (1回線、FAX1台)、勤労者体育センター (1回線、FAX1台)、大武体育館 (1回線、FAX1台)、北方勤労者体育センター (1回線、FAX1台)、北浦体育館 (※体育館内にはなし)、北川体育館 (1回線、FAX1台) となっています。</p> <p>5. 委託先を含め、詳細は別紙のとおりです。</p> <p>6. 詳細は別紙のとおりです。</p> <p>7. 機械借上料の主な内容は、西階陸上競技場のスリットカメラ及びリザルト端末のリースと、施設整備の際に必要な機械や車両のリースとなります。スリットカメラ及びリザルト端末リースに係る詳細は別紙のとおりです。令和元年度の実績額が増加している理由については、新たに必要な機能を追加したシステムが導入されたものにリース物件を更新したため、そのリース料が増額となり、機械借上料が増加しています。</p> <p>8. 折り畳み椅子や会議用机など、破損や数量不足による購入が必要となった場合には、指定管理者で購入していただくほか、西階陸上競技場のハードルの数個が不足する場合には、指定管理者で購入していただくようになりますが、サッカーゴールやラグビーポールなど、単価が高額になる備品については、原則、市で予算を計上し、購入することになります。</p> <p>9. 西階陸上競技場で管理している 2 トントラックの重量税です。</p> <p>10. 委託先を含め、詳細は別紙のとおりです。</p> <p>11. 委託先を含め、詳細は別紙のとおりです。</p> <p>12. 委託先を含め、詳細は別紙のとおりです。</p> <p>13. 屋外プールは別水栓となるため、別契約となっています。</p> <p>14. 実績額には、10 万円以上の修繕も含まれています。各施設ともに建築年数が相当経過していることもあり、修繕箇所が多くなることを想定しています。主な修繕履歴は別紙のとおりです。</p>

西階公園陸上競技場ほか18施設指定管理者指定申請に係わる質問に対する回答

番号	質問項目	質問内容	回答
2	募集要項5ページ7-(1)② 自主事業について	指定管理者の判断により、物販業務を実施する場合には「行政財産目的外申請」を行ない、承諾を得られれば実施することは可能ですか？また、現状で他業者が移動販売車や屋台などを使用し物販業務を実施している実績は御座いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご確認のとおり、行政財産目的外使用許可が下りれば、施設内での物販業務は可能となります。</li> <li>・現在も主に土曜日曜において、西階公園内で市内業者による移動販売（ラーメンやかき氷など）が行われています。</li> </ul>
3	仕様書1ページ2-(6) 避難所対応について	指定されている施設および求められる主な業務をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、西階陸上競技場、北方勤労者体育センター、北川体育館が指定緊急避難場所となっています（北浦体育館は自主運営の避難所となります。）。</li> <li>・主な業務としては、「避難所開設が決まった際」の、当日、翌日の利用者への連絡（避難所開設のため、使用できない旨）と、「避難所開設中」における、配置職員（避難所対応のため市職員が配置されます）と連携した施設運営（ただし、指定管理者の業務時間内のみ）となります。また、避難所閉鎖後には、施設の点検（破損箇所等）を実施することとなります。</li> </ul>
4	仕様書2ページ3-(2) 休場（館）日について	体育館条例については年未年始にかかる期間の休館が示されていますが、都市公園条例には示されていないと読み取れます。西階陸上競技場をはじめとした「有料施設」は年未年始期間中の利用などを含めて年中無休と読み取るのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご確認のとおり、都市公園条例には休館日が設定されていませんが、現在、西階陸上競技場をはじめとした「有料施設」については、他の体育施設（体育館）にあわせて、12月28日から翌年1月3日までを「休館日」としています。</li> </ul>
5	仕様書6ページ6-I(3)③ 使用料徴収業務について	市に納付する使用料の納付窓口を各エリア（施設）ごとにご教示ください。また、帳簿については「電子化可」とありますが、現状はアナログ（手書き）という認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西階陸上競技場、庭球場：JA延岡南方支店</li> <li>・勤労者体育センター：JA延岡東延岡支店</li> <li>・大武体育館：JA延岡東海支店</li> <li>・北方エリア：JA延岡北方支店</li> <li>・北浦エリア：すべて納付書発行（北浦市民サービス課）</li> <li>・北川エリア：JA延岡北川支店</li> <li>・ご確認のとおり、帳簿は、現状はアナログ（紙ベース）での管理となっています。</li> </ul>
6	仕様書6ページ6-I(5)① 管理体制について	現状、施設利用の受付として機能している施設は、西階陸上競技場・西階庭球場管理棟・勤労者体育センター・大武体育館・3北体育館（各所）全7カ所に9時～22時まで常時1名を配置している認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西階陸上競技場及び西階庭球場は8時30分から21時30分まで常時1名を配置し、加えて西階陸上競技場には8時30分から17時15分まで、管理主任1名を配置しています。その他の施設については、ご確認のとおりですが、北浦体育館については、現在は「北浦分室」において市職員が受付を行っており、指定管理者へ移行後は8時30分から22時まで常時1名を配置することを想定しています。</li> </ul>

西階公園陸上競技場ほか18施設指定管理者指定申請に係わる質問に対する回答

番号	質問項目	質問内容	回答
7	仕様書7ページ 6-I(5)② 職員配置について	現状の運用形態で、受付窓口が無人になる時間帯は御座いますか。現状の職員配置パターンをご教示ください。	・徴収した使用料を金融機関へ納金へ行く時間は、掛札等で伝言を残し、受付を閉めて行っています。
8-1	仕様書8ページ 6-II(4)④ 備品管理について	市が所有する備品の無償貸与品の内、外回り維持管理作業に必要な車両の提供は御座いますか。また、その場合の任意保険料や自動車税・車検・修理の取り扱いはどのようになるかご教示ください。	・西階陸上競技場では、軽自動車1台、軽ダンプ2台、2トントラック1台のほか、乗用芝刈機等の機械車両を保有しており、外回り維持管理作業の際に使用していただくことは可能です。 ・軽ダンプについては、芝生管理作業との共用となるため、任意保険等については市が負担しますが、軽自動車1台（事務連絡用）を指定管理者が専用で使用する場合は、任意保険料や自動車税、車検・修理は指定管理者で負担、加入していただくこととなります。
8-2	仕様書8ページ 6-II(4)④ 備品管理について	市が所有する備品の無償貸与品の内、外回り維持管理作業に必要な整備機械が多数用意されていますが、共有使用する機械類の使用経年による劣化部品の交換や消耗部品の修繕取扱いについては定めている事項が御座いますでしょうか。	・特に定めている事項はありません。使用実態に応じ、その都度保健体育課と協議のうえ決定していく予定です。
9	仕様書8ページ 6-II(4)⑤ 備品管理について	仕様書内に清掃（日常・定期）に関する具体的指示が御座いませんが、指定管理者の提案による内容でよろしいのでしょうか。過去実績には、清掃委託費として計上されていますが、この内容（仕様書または実績）をご教示ください。	・日常の清掃については、指定管理者からの提案内容となります（現在は業務委託）。 ・仕様書等は別紙のとおりです。
10	その他 宿直業務について	西階陸上競技場内の宿泊対応について、宿直業務があると説明会にて受けました。具体的な業務内容（配置人数や仮眠の有無含む）や年間の宿直日数（災害対応時を除く）をご教示ください。	・宿直業務内容は、合宿所利用が入った際の施設管理（鍵の開閉、ボイラー管理、日誌の記入）のほか、宿泊者への対応が主な業務となります。当直の際は、事務所内の仮眠スペースで仮眠可能です。また、当直は1人配置で、当直日が連続する場合は3人交代制で対応しています。 ・年間の宿直日数は、年平均で約40日となっています。
11		各施設の作業、整備に関してそれぞれ年間計画（作業回数）が設定されているのか？設定されていないのあれば、昨年度の各施設ごとの実績をお教えください。	・詳細は各仕様書にてご確認ください。

西階公園陸上競技場ほか 18 施設指定管理者指定申請に係わる質問に対する回答

番号	質問項目	質問内容	回答
12		各施設で重点整備を行う際、整備期間として施設の利用を止めることは可能か？1週間から10日間ほど。（オーバーシード期間除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の「土日の利用」については、「年間調整会議」で決定していますので、あらかじめ予定が入っている日は施設利用を止めることはできません。年間調整会議で予定が入っていない日程での重点整備をお願いします。</li> </ul>
13		西階運動公園にある機械類をその他の施設へ運搬する際に、公園所有の軽トラック等ではなく自社で用意したトラックで運搬することは問題ないのか？また、西階以外に機械を持っていき、その施設の整備を連日行う際は、その施設で機械を保管することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社で用意したトラックを使用して構いません。</li> <li>・西階以外の施設には、機械を保管する場所（小屋等）がありませんので、原則、作業日ごとに運搬していただくことになります。</li> </ul>
14		西階運動公園屋外ブルペンのマウンドとホームの間の芝管理は指定管理者が行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場東側の屋内投球練習場内の芝部分については、市が契約する芝生管理者が管理します。</li> </ul>